

# 焼津市農業委員会 10月総会議事録

## 1 日時

令和4年10月14日（金）午後2時 ～ 午後2時40分

## 2 場所

焼津市役所本庁会議室1A

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	×
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	×
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

## 4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

## 5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について  
第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について  
第3号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について  
第4号 農地の利用目的変更届出について  
第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について  
第6号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について  
第2号 農地法第5条の規定による許可について  
第3号 非農地証明書の交付について  
第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について  
第3号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和4年9月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。3番有小長谷鈴木委員、17番藁科光生委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から報告第6号までを朗読】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第4条の規定による許可についての番号6を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号、番号6を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、飯淵の農地272㎡について、農機具及び農業用車両置場、資材置場敷地等に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人においては、同居している子が営む造園業の業務拡大により今後、自宅敷地内に造園業に供する機材及び資材等を保管する場所を整備することを計画しております。このため、現在自宅敷地内に保管している自身の農機具、農業用車両及びハウス資材を置くための代わるべき場所が必要となることから、申請地について農機具置場等にて利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地東側は水路、西側は宅地、南側も宅地、北側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「申請に係る農地を農業用施設として省令に定めるものの用に供するために行われるものであること。」に該当する案件であり、転用の目的及び面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断され、また、代替性（だいたいせい）の検討も必要となりますが、提出された「代替性（だいたいせい）の検討表」により他（ほか）の土地での代替性がないことを確認していることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。</p>

	ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは吉永地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。
地区委員 18番	ただいま事務局から説明があったとおりです。 10月5日に現地調査を行いました。申請地は1種農地ですが、周辺は宅地、道路、水路に囲まれておりまして、申請地を転用することによって、周辺の営農へ及ぼす影響は少ないと思われることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号6を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号、番号6は許可することに決定しました。 次に、議案第1号、番号7を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第1号、番号7を朗読後、説明】 本件は、西島の農地202㎡について、資材置場に転用したいという申請であります。 申請人は個人で工務店を営んでおりましたが、工務店を廃業し、使用していた建物等を売却するにあたり、建物内にある資材を移して保管する場所が必要となったことから、資材置場として申請地を利用するため、また、申請地は周囲を宅地に囲まれ、かつ休耕地であることから雑草等による近隣への影響も考慮し、資材置場として整備して管理すべく今般の申請に及んだものであります。 申請地の周囲の状況は、東西南北の4方向全てが宅地であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。 周囲は宅地であり、農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。
地区委員 7番	ただいま事務局から説明があったとおりです。 申請人はかつて申請地の近隣で工務店を営んでいたのですが、諸々の事情で廃業となりまして、その廃材や資材等を置く場所として、今回申請地を転用したいという案件です。 申請地に入っていくための接道がないため、自己所有の宅地を通過入ることです。 元々宅地に囲まれた袋地のような畑でありますので、農地として有効に使い

	<p>るとは考えづらく、今回のような資材置場として有効利用するほうがよいと思われまますので、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号7を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号7を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についての番号25を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号25を朗読後、説明】</p> <p>本件は、田尻北の農地118㎡について、駐車場及び物干し場の敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>譲受人は申請地東側の隣地を住宅敷地としておりますが、自己及び来客用駐車場が不足しているため、申請地について4台分の駐車場と物干し場として利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地東側は譲受人の自宅敷地で宅地、南側も宅地、西側及び北側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 10番	<p>ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>10月3日に現地確認を行いました。</p> <p>説明があったとおり、周辺は宅地と道路で囲まれており、排水等も問題はなく、周辺農地への影響も軽微であることから地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号25を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号25は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号26を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p><b>【議案第2号、番号26を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、相川の農地274㎡について、販売用コンテナ展示場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>賃借人は古物商の許可を受け、古物商、電子部品、海上コンテナ等の取扱いを行っておりますが、今回申請地において海上コンテナの展示販売を行うため、申請地を借り受けて、展示場として利用したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地北側及び西側は宅地、東側は道路、南側は賃貸人が所有している畑であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>申請地は前のスライドの写真にあるとおり、元は畑のようですが現在は造成してあります。また、申請地の奥にある賃貸人所有の畑も一体で造成してしまっていました。</p> <p>今回本案件を許可するにあたって、これらの土地について適切な処置を取ってもらうことが適切と考え、事務局を通して申請人及び申請代理人に指導を行いました。</p> <p>申請地については、始末書の提出があり、奥の土地については先日農地への復旧が確認できました。</p> <p>適切な処置も取られ、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号26を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号26は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号、非農地証明書の交付についての番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第3号、番号1を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、法華寺より南西へ約100m下った場所に位置する調整区域内の農地であります。</p> <p>現地を確認したところ、現況は農地ではなく、居宅及び作業所の敷地として一体利用されていることが確認できました。</p>

	<p>また、昭和51年の線引き前に撮影された航空写真にて当時の利用状況を確認したところ、申請地は既に居宅及び作業所の敷地として一体的に利用されていたことが確認できました。</p> <p>今回の案件につきましては、居宅・作業所の敷地として線引き前より利用され、現在においては居宅・作業所の敷地として10年以上が経過しており、農地への復元が容易でないと判断できることから、証明書の交付は止むを得ないものと事務局では判断いたしました。</p> <p>なお、農地として利用されていないため、経過及び始末書の提出があります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 12番	<p>10月2日の日に東益津地区の農業委員、推進委員全員で現地確認に行ってきました。</p> <p>前のスライド写真を見ていただけるとわかるとおり、建てられたのは昭和27年頃ということで、相当古い状態の居宅・作業所でありました。</p> <p>現地確認の結果、始末書の提出もありますし、やむを得ないということで許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号1について原案のとおり承認し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号1を承認し、証明書を交付することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についての番号1を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第4号、番号1を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は相続税の納税猶予を受ける際に、被相続人が亡くなってから、10か月以内に、税務署に届出をする際に添付する証明書類であり、納税猶予の適用を受けた農地は、市街化区域の農地については20年間、また市街化調整区域の農地については終身、農地として利用を続けなければならないというものです。</p> <p>本件の申請地等を調査した結果、申請地は、田及び畑として利用され、適正に耕作管理されており、相続人も、引き続き農業経営を行うと認められるものと判断できることから、証明書を交付することに問題ないと判断されます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>

	<p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号、番号1について原案のとおり承認し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号1を承認し、証明書を交付することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に関係する村松正二委員、八木榮志委員、杉本芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p><b>【退室】</b></p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案を朗読後、説明】</b></p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは村松委員、八木委員、杉本委員の入室をお願いします。</p> <p><b>【着席】</b></p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年10月総会を終了します。</p>